

令和5年（ネ）第2083号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 アンビカ・ブダ・シン

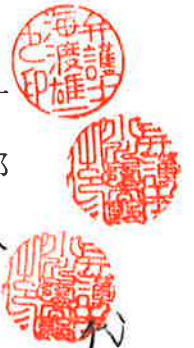
被控訴人 東京都 ほか1名

一審原告第7準備書面

2024年10月22日

東京高等裁判所第9民事部 御中

一審原告訴訟代理人弁護士	海 渡 雄 一
同 弁護士	小 川 隆太郎
同 弁護士	川 上 資 人



標記事件について、一審原告は、ネパール弁護士会所属弁護士であるスレンドラ・バンドリ博士の意見書（甲65、「以下、本件司法的意見書」という。）を踏まえて、以下のとおり、国家賠償法6条の解釈と適用について弁論を準備する。

原判決は、「本件については100万ルピーの限度で賠償が認められる」（48頁）と述べ、亡アルジュン氏に認められる損害額は100万3000円であるとした。

原判決は、その理由について、47頁において以下のように述べる。

当該外国における賠償額が定額であり、かつ、その金額が我が国の賠償額に比して著しく低いことが明らかである場合には、当該外国において日本人が効果の点において実質的に同程度の賠償を受け

得るとは認められない。したがって、かかる場合には、前記国賠法6条の制度趣旨に照らし、当該外国人に対する我が国の国家賠償責任も、当該外国において認められる定額賠償の範囲に限定されると解するのが相当である。

もっとも、ヤータナ賠償法第6条(1)の上限額は10万ルピーであるものの、2007年ネパール暫定憲法第107条(2)は、最高裁判所は、救済手段が定められていてもなお不適當若しくは効果がないと思われる法律上の問題の解決のため、必要かつ適当な命令を発する特別の権限を有する旨を定めており(別紙関係法令の定め(7)参照)、実際に、最高裁判所は、同法第100条及び第107条(2)に基づき、治安当局による加害行為について被害者に20万ルピーの支払を命じていることが認められる(甲44の1・2)。また、治安当局による加害行為について政府による賠償が行われた事例においては、複数の事例で100万ルピーの支払が行われている(甲45)。

以上によれば、ネパールにおける賠償は、我が国に比して著しく低い金額の定額賠償となっていることから、相互保証の制度趣旨に基づきこれを上限とせざるを得ないものの、定額の上限については、実務的取扱いとして100万ルピーまでの賠償を認めた先例が複数あることを踏まえ、これを限度とすることが相当である。

以上の判旨は、一審原告第1準備書面で詳細に述べたように、国家賠償法6条の明文の規定、過去の裁判例、学説の全てに反しており、また論理的にも破綻しているものであって事実認定以前の法解釈として誤りである。

さらに、本件司法的意見書は、「2007年暫定憲法107条2項および2015年

ネパール憲法133条2項のいずれにおいても、補償額に上限はなく、「必要かつ適切な」補償が行われた」という事実を確認しており、原判決は、原判決自身の法解釈を前提としても、事実認定において誤っており、取消しを免れない。

つまり、原判決は、「ネパールにおける賠償は、我が国に比して著しく低い金額の定額賠償となっていることから、相互保証の制度趣旨に基づきこれを上限とせざるを得ないものの、定額の上限については、実務的取扱いとして100万ルピーまでの賠償を認めた先例が複数あることを踏まえ、これを限度とすることが相当である」としているが、本件司法的意見書で述べられているように、ネパールにおいては、そのような上限は確認できないのであって、原判決は誤りである。

本件司法的意見書は以下のように述べる。

2007年ネパール暫定憲法第107条第2項は、救済措置が不十分または効果がないと思われる場合には、必要かつ適切な命令を発しなければならないとしているだけである。第107条第2項は補償額の上限を規定していない。また、第107条第2項の賠償命令額を100万ルピーに制限することを正当化する理論的根拠も現実的根拠もない。

現在、ネパールは、2007年のネパール暫定憲法とほぼ同一の憲法を2015年に正式に採択しており、2015年憲法第133条2項は、2007年暫定憲法第107条2項とほぼ同一の条文を規定している。

2015年憲法第133条2項は、「最高裁判所は、この憲法により付与された基本的権利の行使、他の救済手段が提供されていない、または提供されていても不十分もしくは効果がないと思われる

その他の法的権利の行使、または公共の利益もしくは関心に関わる紛争に関わる憲法上もしくは法律上の問題の解決のために、かかる権利の行使または紛争の解決のために必要かつ適切な命令を発する特別な権限を有する。」と規定している。

この規定では、ネパール公務員の不法行為によって損害を受けた者は、ネパール国民であるか否かを問わず、本条に基づきネパール政府に対して損害賠償請求を行うことができ、その賠償額には上限がない。

たとえば2022年、ネパール内務省は、公務員の不法行為によって殺害された被害者の遺族にネパール政府が200万ルピーを支払うよう勧告し、ネパール政府は当該補償金を支払った。この事件は、トラが住民に危害を加えた地域で、住民が安全確保のための強力な措置を求めたところ、警察がデモ隊に発砲し、デモに参加していた若い女性が死亡したものである。この事件における被害者遺族への賠償金支払いと賠償額は、憲法133条2項に基づき、賠償額に上限はなく、「必要かつ相当な」賠償金が支払われた。

結論として、2007年暫定憲法107条2項および2015年ネパール憲法133条2項のいずれにおいても、補償額に上限はなく、「必要かつ適切な」補償が行われたといえる。

以上、本件司法的意見書が述べるとおり、ネパールにおいて補償額に上限が設けられているという事実は認められないから、ネパールでは定額賠償となっており定額賠償の上限が認められるとした原判決は一審原告第1準備書面で指摘した法解釈の誤りだけでなく、事実の認定においても誤っており、取消しを免れない。

以上